

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市尾崎町四一二番地、最後の住所兵庫県加西市尾崎町三二一番地

被相続人 亡 岩本 康義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

兵庫県小野市神明町一九九番五号 塚脇ビル一階 弁護士法人ユタカ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡瀬 直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市曾根町四八一番地、最後の住所兵庫県加古川市加古川町粟津八一番地の六 被相続人 亡 柴田 昌三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

兵庫県加古川市加古川町寺家町四七番六号 加古川ベルデモールビル五A号つじの総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中森真紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市紀三井寺六六一番地六、最後の住所和歌山県和歌山市紀三井寺六六一番地七 被相続人 亡 田畑 雅司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所和歌山県四番丁三七番地秋桜舎三階 山口修法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅尾 隼人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市高津町一四番、最後の住所愛媛県新居浜市高津町一四番一号

被相続人 亡 眞木 孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

愛媛県新居浜市久保田町一―一二二 星加ビル二階 石丸法律事務所
相続財産清算人 石丸 直久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市山際二丁目乙一三九〇番地、最後の住所愛媛県宇和島市津島町高田甲二〇一六番地一 住宅型有料老人ホーム愛顔 被相続人 亡 小笠原允子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲三八八一番地 相続財産清算人 増本 園
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市介良丙三三番地、最後の住所高知市旭町三丁目二五番地 アルファステイツ旭町三―一四〇二号有光方 被相続人 亡 今井 由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所高知市新本町一丁目一三番一号 堤司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 堤 修敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市江口一―一九三番地三、最後の住所福岡県宗像市東郷三丁目一番二〇号 被相続人 亡 黒石 洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

福岡県福岡市東区箱崎三丁目八番七号 相続財産清算人 司法書士 吉田 昭夫
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市神辺町九五番地二、最後の住所佐賀県鳥栖市山都町一六六六番地九八 被相続人 亡 徳淵 陽介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

佐賀県鳥栖市宿町一―〇一番地一六 相続財産清算人 姉川 智子
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区新町四丁目三番地五九、最後の住所熊本県西區花園五丁目三二番二号 被相続人 亡 江島眞里子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

熊本県熊本市東区健軍三丁目五〇番一九号 菊乃井ビル三階 弁護士法人ひのくに 相続財産清算人 弁護士 吉田 孝充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上天草市大矢野町湯島五二二番地、最後の住所熊本県上天草市大矢野町湯島五二二番地 被相続人 亡 渡邊シカノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

熊本県熊本市中央区坪井五丁目八番二五号 相続財産清算人 司法書士 川村 弘子

第41期決算公告

令和8年5月22日

栃木県小山市羽川90番1

下野運輸株式会社

代表取締役 関口快太郎

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	70,382
	固定資産	2,441
	合計	72,824
負債純資産及び部	流動負債	247,714
	固定負債	△174,890
	資本	13,000
	剰余金	△187,890
	利益準備金	1,040
	その他利益剰余金	△188,930
	(うち当期純損失)	(18,895)
	合計	72,824

第41期決算公告

令和8年5月22日

栃木県宇都宮市山本1丁目32番33号

株式会社和楽製菓

代表取締役 関口快太郎

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	9,646
	固定資産	14,027
	合計	23,673
負債純資産及び部	流動負債	141,217
	固定負債	△117,543
	資本	10,000
	剰余金	△127,543
	利益準備金	△127,543
	その他利益剰余金	(9,459)
	(うち当期純損失)	
	合計	23,673

第75期決算公告

令和8年5月22日

栃木県宇都宮市山本1丁目32番33号

株式会社関口

代表取締役 関口快太郎

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	6,678
	固定資産	428
	合計	7,107
負債純資産及び部	流動負債	3,794
	固定負債	247
	資本	3,065
	剰余金	60
	利益準備金	3,005
	その他利益剰余金	15
	(うち当期純利益)	2,990
	合計	7,107